

第 1 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 8 年 3 月 2 日提出

件数 6 1 件

【内訳】議案 6 0 件 (計画関係 1 件 条例関係 2 1 件、予算関係 3 0 件、その他
8 件)
報告 1 件

議案の要旨

計画関係

議案第 1 号 南相馬市新市建設計画の変更について

【趣旨】

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律において、被災自治体において合併特例債を起こすことができる期間が 1 0 年間延長されたことから、平成 2 8 年度以降においても魅力あるまちづくり等に合併特例債を活用するため、計画期間を変更するもの。

【主な内容】

1 変更内容

- ・ 合併特例債を有効に活用するため計画期間を 1 0 年間延長
変更前 平成 1 7 年度から平成 2 7 年度まで
変更後 平成 1 7 年度から平成 3 7 年度まで
- ・ 計画期間の延長に併せて人口推計等を見直す
- ・ 計画期間の延長に併せて財政推計を見直す
- ・ その他現状を踏まえた文言の整理

2 計画の新旧対照表

資料 (P 3 3 ~ P 4 2) のとおり

3 変更日 議決日 (平成 2 8 年 3 月 2 4 日)

条例関係

議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

【趣旨】

行政不服審査法の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法改正の概要

行政不服審査法は、公正性の向上、利便性の向上の観点から次の項目について改正がなされた。（公布日 平成26年6月13日 施行日 平成28年4月1日）

(1) 公正性の向上

審理員制度の導入

審査請求の審理について、原処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が、審査請求人と処分庁の主張の審理を行うもの。

行政不服審査会への諮問手続の新設

審査庁の判断の妥当性を第三者の立場からチェックするもの。

(2) 利便性の向上

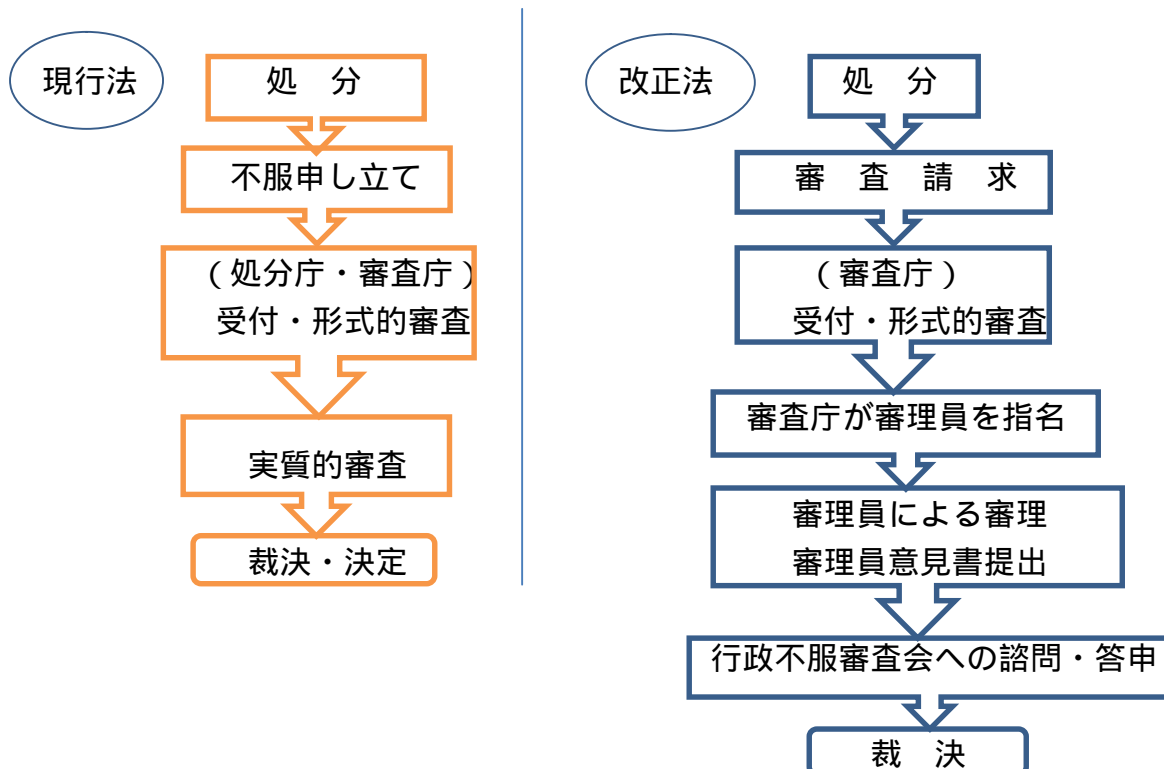
不服申立期間の延長

不服申立てをすることができる期間を、現行60日を3か月に延長するもの。

審査請求への一元化

不服申立ての種類が「異議申立て」と「審査請求」の2つが原則「審査請求」に一元化されるもの。

【現行法と改正法の審査の流れ】



2 関係条例の改正

(1) 南相馬市情報公開条例及び南相馬市個人情報保護条例の一部改正

審理員の指名を不要とすることを加える改正(情報第18条・第18条の2、個人第29条・第29条の2関係)

改正法において、条例に基づく処分については条例で特別の定めをすれば、審理員の指名及び行政不服審査会への諮問を不要とすることができることとされており、南相馬市情報公開条例及び南相馬市個人情報保護条例に基づく決定並びにこれらの不作為に係る審査請求については、外部の知見者を構成員とする情報公開(個人情報保護)審査会に諮問をし、審理が行われていることから、審理員の指名及び行政不服審査会への諮問を不要とする改正を行うもの。

(2) 南相馬市行政手続条例、南相馬市職員の給与に関する条例、南相馬市職員の退職手当条例、南相馬市税条例、南相馬市固定資産評価審査委員会設置条例及び南相馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

審査請求の一元化に伴い、用語等の整理をするもの。

3 施行日 平成28年4月1日

議案第3号 南相馬市行政不服審査会条例制定について

【趣旨】

行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく審査会を設置するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
設置	第1条	行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として南相馬市行政不服審査会を設置する。
組織	第2条	委員 3人
委員	第3条	<ul style="list-style-type: none"> 委員は、公正な判断ができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。 委員の任期 3年 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない、その職を退いた後も同様とする。
罰則	第9条	秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
新たに行政不服審査会の委員及び専門委員の報酬及び費用弁償を規定するとともに、文言整理をするもの。

区 分	報 酬（日額）	費用弁償
行政不服審査会の委員、専門委員	6,500円	1,500円
情報公開審査会の委員	6,500円	1,500円
個人情報保護審査会の委員	6,500円	1,500円

- 3 施行日 平成28年4月1日

議案第4号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
--------------	---

【趣旨】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 法改正の概要

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律は、地方公務員について、人事評価制度の導入により能力及び実績に基づく人事管理の徹底が図られたことから、所要の改正を行うもの。

2 関係条例の改正

- (1) 南相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、南相馬市職員の給与に関する条例及び南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

等級別基準職務表について（給与に関する条例第4条関係）

地方公務員法第25条第3項第2号において、給与に関する条例に「等級別基準職務表」を定めることが規定されたことから改正するもの。

条項移動に伴う改正（上記3条例の第1条関係）

地方公務員法の改正において、改正前の法第25条第6項が改正後同条第5項に移動したことに伴い改正するもの。

- (2) 南相馬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

人事行政の運営状況について長に対する報告事項を定めた地方公務員法第58条の2第1項が改正され、「人事評価の状況」「退職管理の状況」等が追加されるとともに、「勤務成績の評定」が削られたことを受け、同様の改正をするもの。

- 3 施行日 平成28年4月1日

議案第5号	南相馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
議案第6号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第7号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第8号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成27年福島県人事委員会勧告に準じて、一般職員等の給与等について総合的見直しを行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 福島県人事委員会による勧告内容

平成27年4月の公民較差に基づく給与改定

- ・給料の民間較差(0.17%)を若年層に重点を置き、全ての号給の引上げ
- ・地域手当の支給割合に応じ、0.5%~2%引上げ
- ・特別給(期末・勤勉手当)を0.1月分引上げ

(2) 条例改正内容

月例給

- ・給料表を全ての号給について引上げ改定
(平均改定率0.3%引上げ、初任給について2,400円の引上げ)
- ・特定任期付職員及び再任用職員について、各号俸1,000円を上限に引上げ改定
- ・実施時期 平成27年4月1日

地域手当 (職員の給与条例第11条の2関係)

国家公務員に対しとられた措置に準じて支給割合を引上げ改定

区分	改正後		改正前
	平成27年4月1日適用	平成28年4月1日実施	
東京都区内 勤務職員	100分の18.5	100分の20	100分の18
医師職員	100分の15.5	100分の16	100分の15

賞与(期末・勤勉手当)

年間支給月数を0.1月分引上げ(引上げ分を勤勉手当に配分)

区 分		改正後				改正前	
		平成27年12月1日適用		平成28年4月1日実施			
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員	期末手当	1.225	1.325	1.225	1.325	1.225	1.325
	勤勉手当	0.75	0.85	0.80	0.80	0.75	0.75
再任用職員	期末手当	0.65	0.75	0.65	0.75	0.65	0.75
	勤勉手当	0.35	0.40	0.375	0.375	0.35	0.35
特定任期付職員	期末手当	1.50	1.60	1.525	1.575	1.50	1.55
特別職及び議員	期末手当	1.50	1.60	1.525	1.575	1.50	1.55

(3) 単身赴任手当(職員の給与条例附則第4条関係)

基礎額

26,000円から30,000円に引上げ

加算額

限度額50,000円を70,000円に引上げ

交通距離	改正後	改正前
100 扣メートル以上 300 扣メートル未満	8,000 円	6,000 円
300 扣メートル以上 500 扣メートル未満	16,000 円	13,000 円
500 扣メートル以上 700 扣メートル未満	24,000 円	20,000 円
700 扣メートル以上 900 扣メートル未満	32,000 円	26,000 円
900 扣メートル以上 1,100 扣メートル未満	40,000 円	33,000 円
1,100 扣メートル以上 1,300 扣メートル未満	46,000 円	38,000 円
1,300 扣メートル以上 1,500 扣メートル未満	52,000 円	43,000 円
1,500 扣メートル以上 2,000 扣メートル未満	58,000 円	48,000 円
2,000 扣メートル以上 2,500 扣メートル未満	64,000 円	53,000 円
2,500 扣メートル以上	70,000 円	58,000 円

実施時期 平成28年4月1日

議案第9号

南相馬市帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例制定
について

【趣旨】

福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱の改正に伴い、福島再生加速化交付金の帰還環境整備事業計画期間が延長されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

福島再生加速化交付金の帰還環境整備事業計画期間については、原則、平成25年度から平成29年度までの5年間とされていたが、福島再生加速化交付金(帰還

環境整備)実施要綱の改正により、計画期間が平成32年度まで延長されたことに伴い、条例の終期を「平成30年3月31日」から「平成33年3月31日」に変更するもの。

2 施行日 公布の日

議案第10号 南相馬市庁舎建設基金条例制定について

【趣旨】

庁舎建設に要する経費の財源に充てるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 概要

本庁舎は、建築後47年が経過しており、老朽化が進み維持補修経費が年々増えている。また、現在の庁舎は分散型の配置であり、市民の利便性と行政効率の低下を招いている。このことから、将来の耐用年数の到来時期に鑑み、新たな庁舎の建設が必要となっていることから、庁舎建設に要する経費の財源に充てるため、新たな条例を制定するもの。

<庁舎について>

庁舎名	建築年	構造	床面積 (㎡)	現況等
本庁舎	昭和43年 (築47年)	鉄筋コンクリート造 4階建	4,413.77	H20・21耐震工事済 狭隘、雨漏り、配管等腐食
西庁舎	昭和52年 (築38年)	鉄筋コンクリート造 3階建	751.78	3階部分増築 狭隘
東庁舎	平成9年 (築18年)	軽量鉄骨造 2階建	1,049.56	狭隘 雨漏り、内壁下側腐食
北庁舎	平成26年 (築1年)	軽量鉄骨造 2階建	969.77	
南分庁舎	昭和54年 (築36年)	鉄筋コンクリート造 平屋建	533.46	旧法務局原町出張所 雨漏り
計			7,718.34	

2 制定内容

定める項目	条・項	内 容
設置	第1条	庁舎を建設する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、南相馬市庁舎建設基金を設置する。
積立	第2条	基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。
管理、運用益	第3条	金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による保管

金の処理、繰替運用	～ 第5条	などの管理 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入すること。 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、歳計現金に繰り替えて運用することができる。
処分	第6条	第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

3 施行日 公布の日

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第3条関係）及び介護保険料の減免（第4条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	平成28年4月 ～平成29年3月	平成27年4月 ～平成28年3月
旧緊急時避難準備区域等のうち平成27年度中に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)の上位所得層	平成28年4月 ～平成28年9月	平成27年4月 ～平成28年3月
避難指示等対象地域以外の被災区域	平成28年4月 ～平成29年3月	平成27年4月 ～平成28年3月
上記 以外の地域	減免なし	減免なし

旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域と既に指定が解除された特定避難勧奨地点(南相馬市を含む。)指定が解除された旧避難指示解除準備区域(H26解除:田村市及び川内村の一部、H27解除:檜葉町の一部)の区域上位所得層【国保】高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が600万円を超

える世帯

【介護】 高額療養費の上位所得の判定基準を参考に設定
 被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準
 の上位所得層のうち、 の減免基準(家屋の全半壊等)の対象となる場合は、
 に移行して減免となる。

参考：保険税（料）対象者及び減免額等

区 分	国民健康保険税		介護保険料	
	避難指示等対象 地域及び上位所 得層を除く旧緊 急時避難準備区 域等	対象人数	16,838 人	対象人数
	減免額	1,543,772,000 円	減免額	1,125,503,200 円
	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(7/10) 1,082,640,000 円	減免額の 費用負担	災害臨時特例補助金(7/10) 787,852,240 円
		特別調整交付金(3/10) 463,132,000 円		特別調整交付金(3/10) 337,650,960 円
旧緊急時避難準 備区域等のうち 平成 27 年度中 に指定が解除さ れた旧避難指示 解除準備区域の 上位所得層	対象人数	0 人	対象人数	0 人
避難指示等対象 地域以外の被災 区域	対象人数	723 人	対象人数	435 人
	減免額	66,286,000 円	減免額	31,953,150 円
	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10) 53,028,000 円	減免額の 費用負担	特別調整交付金(8/10) 25,562,520 円
		県負担(1/10) 6,629,000 円 市負担(1/10) 6,629,000 円		市負担(2/10) 6,390,630 円

2 施行日 平成 28 年 4 月 1 日

議案第 1 2 号	南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について
------------------	---

【趣旨】

特定教育・保育施設等の利用者負担額の無料化を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

市内に住所を有する子どもの公立幼稚園・保育園及び私立保育園に係る平成 2 7 年度の利用者負担については、無料としているが、引き続き子育て支援を図るため、平成 2 9 年度まで無料化とするものである。

2 施行日 公布の日

議案第 1 3 号	南相馬市子どもの遊び場条例の一部を改正する条例制定について
------------------	--------------------------------------

【趣旨】

鹿島区に新たに子どもの遊び場を設置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容（第 2 条関係）

改正後		改正前
名称	位置	名称 わんぱくキッズ広場
わんぱくキッズ広場	南相馬市原町区高見二丁目 2 2 番地の 1	位置 南相馬市原町区高見町二丁目 2 2 番地の 1
かしまわんぱく広場	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉 2 4 番地の 1	

2 施行日 平成 2 8 年 4 月 1 日

議案第 1 4 号	南相馬市みんなの遊び場条例制定について
------------------	----------------------------

【趣旨】

屋内における子どもの遊び場の設置及び管理に関する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定の概要

定める項目	条	内 容
名称・位置	第2条	名称 南相馬みんなの遊び場 位置 南相馬市鹿島区鹿島字広町13番地
休館日等	第3条	休館日：水曜日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで 開館時間：午前9時から午後4時30分まで
使用者の範囲	第4条	遊び場を使用することができる者は、次のいずれかに該当するもの ・小学生以下の者及びその保護者 ・その他市長が適当と認める者
使用料	第5条	無料
使用の制限 ・使用者の遵守事項	第6条 ～ 第7条	<p>【使用の制限】 次のいずれかに該当するときは、遊び場の使用を禁止し、退去を命じ、又は入場の禁止を命じることができる。 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。 その他管理上支障があるとき。</p> <p>【使用者の遵守事項】 使用者は、次の事項を守らなければならない。 施設、設備等を滅失し、損傷し、又は汚損してはならない。 館内で喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。 ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をしないこと。 危険な遊戯をし、又は公衆の使用に支障ある行為をしないこと。 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。 動物を持ち込まないこと。 物品の販売その他これに類する行為をしないこと。 その他職員の指示に従うこと。</p>

- 2 施行日 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める。
(株式会社Tポイント・ジャパンから引き渡しを受けた後に開所)

議案第 15 号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

第 6 期介護保険事業計画に基づく介護保険料引き上げに伴う保険料負担軽減を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の内容

(1) 保険料負担額の軽減 (附則第 6 項関係)

介護保険料引き上げに伴う保険料負担額の軽減を図るため、平成 27 年度同様、平成 28 年度においても、介護保険料の減免等の対象とならない者に対し、第 4 期保険料と同額になる軽減措置を継続するため、改正するもの。

保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第 6 期 保険料 (H27 ~ H29)	第 5 期 保険料 (H25 ~ H26)	第 4 期 保険料 (H21 ~ H23)
第 1 段階	生活保護を受けている人 世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受けている人 世帯全員が市民税非課税で、 本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.45	30,500 円	28,300 円	18,600 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	50,900 円	35,700 円	第 5 期新設 (23,400 円)
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の人	基準額 × 0.75	50,900 円	42,500 円	27,900 円
第 4 段階	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合) 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	61,100 円	47,000 円	30,800 円
第 5 段階 (基準)	本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合) 前年の本人の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超の人	基準額 × 1.00	67,900 円 (月額 5,662 円)	56,600 円 (月額 4,772 円)	37,200 円 (月額 3,100 円)
第 6 段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.20	81,500 円	61,200 円	40,100 円

第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.30	88,300円	70,800円	46,500円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 × 1.50	101,900円	84,900円	55,800円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が290万円以上の人	基準額 × 1.70	115,500円	99,100円	65,100円

2 施行日 公布の日

議案第16号 南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定について

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現行の南相馬市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を改正し、新たな条例を制定するもの。

【主な内容】

1 改正の概要

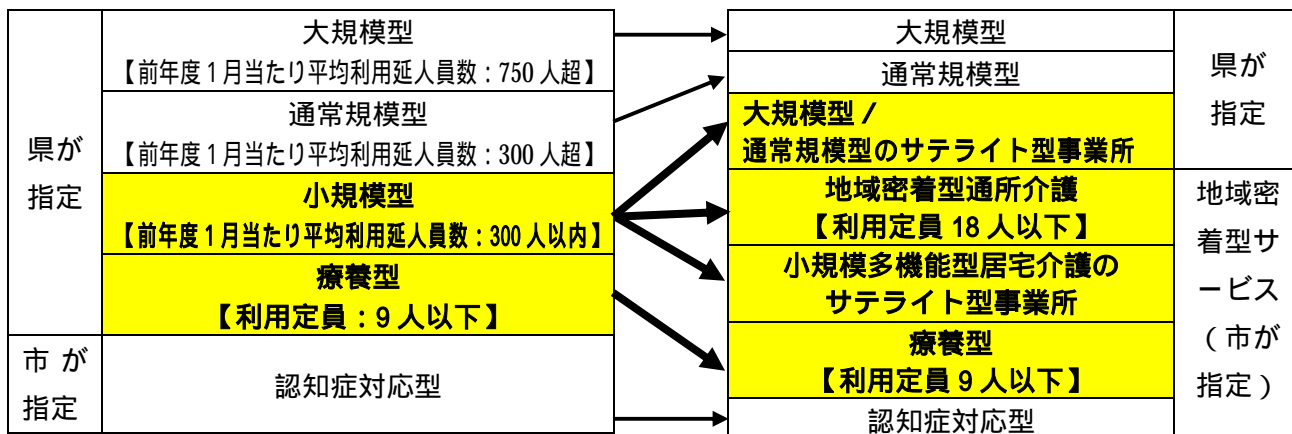
平成28年4月1日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、地域密着型通所介護の創設が施行される。

これにより、通所介護事業所のうち定員18人以下の小規模事業所については、市が指定権者となり、地域密着型サービス事業の地域密着型通所介護とし運営することとなったことから、その定員、設備、運営その他関連事項について、国の基準に準じた改正を行うもの。

【小規模通所介護の移行】

< 現 行 >

< 改正後 >



2 事業者

現在、市内で、福島県の指定を受けている利用定員 18 人以下の通所介護事業所は次の 7 事業所であり、施行期日到来を以て 7 事業所全てが地域密着型通所介護事業所へ移行する予定である。

地域密着型通所介護事業所への移行に際し、市の指定を受けたとみなされるため、改めて南相馬市に対し指定申請書類等を提出する必要は無く、報酬単価も原則国が定めるものとされていることから、事業者及び利用者にとって、サービスの提供及び利用について特段の変更点は発生しない。

法人名	事業所名称	事業所所在地	利用定員
株式会社 相馬の里	相馬の里 デイサービスセンター原町	原町区南町一丁目 141	13
株式会社 相馬の里	相馬の里 デイサービスセンター小高	鹿島区寺内字横峯 17 - 7	10
株式会社 相馬の里	相馬の里 デイサービスセンター原町東	原町区日の出町 300	10
株式会社 福祉ケアサービス	デイズくにみの郷	原町区国見町二丁目 13 - 1	14
株式会社 ユニキャスト	デイサービス 赤い風船	原町区深野字台畑 21 - 1	15
株式会社 ユニキャスト	デイサービス 白い風船	原町区上太田字陣ヶ崎 281 - 1	17
仄々倶楽部合同会社	デイサービスほのぼの	原町区二見町 2 丁目 25	16

3 施行日 平成 28 年 4 月 1 日

議案第 17 号	南相馬市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------------	--

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 「運営推進会議」の設置について（第 39 条関係）

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者について、地域との連携と事業所運営の透明性を確保するため、関係者で構成する「運営推進会議」の設置について新たに規定するもの。

2 施行日 平成28年4月1日

議案第18号 南相馬市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

市内への企業立地及び市内企業の設備投資を促進するとともに、市内企業の復興の加速化を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 中小企業に係る交付要件の緩和規定の延長(附則第2項関係)

市内への企業立地を促進するため設けている中小企業に対する交付要件の緩和(建物面積要件500㎡を300㎡、投下固定資産総額3,000万円を2,000万円)については、平成28年3月31日までの期間を特例期間としているものを平成32年3月31日まで4年間延長するもの。

(2) 助成金の特例期間の削除(附則第3項及び第5項関係)

平成28年3月31日までの間、国・県の補助対象経費から補助金を差し引いた経費について助成金の対象としている特例期間について、国・県の補助金の期間延長に伴い特例期間を削り、また市内への企業立地を継続して促進するため条例の失効規定(終期)を削るもの。

2 施行日 公布の日

議案第19号 南相馬市中小企業支援仮施設整備事業に係る仮施設の無償貸付及び譲渡に関する条例制定について
--

【趣旨】

中小企業基盤整備機構が整備した仮施設の無償貸付及び譲渡に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 事業概要

中小企業基盤整備機構が整備する仮施設については、仮施設完成から基本的には1年後に市に譲渡される。また、仮施設の完成から5年を経過した施設は譲渡が可能となることから条例を制定する。

2 仮施設について

中小企業基盤整備機構が整備し、市に譲渡された仮施設

NO	所在地	用途	区画数
1	原町区信田沢	仮設事務所	24

2	原町区信田沢（東棟）	仮設工場	1
3	原町区信田沢（西棟1）	仮設工場	1
4	原町区信田沢（西棟2）	仮設工場	1
5	原町区信田沢（西棟3）	仮設工場	1
6	原町区信田沢（南棟）	仮設工場	3
7	原町区萱浜	南相馬市放射線対策総合センター	9
8	原町区金沢	仮設宿泊施設	6
9	原町区北原	仮設店舗・事務所	1
10	鹿島区西町	仮設店舗	11
11	鹿島区寺内字横峯	仮設事務所	1
12	鹿島区寺内字東前田	仮設工場・倉庫	2
13	鹿島区寺内字三里	仮設店舗	7
14	鹿島区鹿島字北畑	仮設事業所	15
15	小高区東町	仮設スーパー	1

3 制定概要

定める項目	条	内 容
趣旨	第1条	地方自治法第237条第2項の規定に基づき、中小企業支援仮設施設整備事業により整備する仮設施設を事業者等に無償で貸し付け、又は譲渡することに関し、必要な事項を定めるもの。
仮設施設の無償貸付	第3条	次の各号のいずれかに該当する者に対し、仮設施設を無償で貸し付けることができる。 平成23年3月11日において市内で事業を行っていた特定事業者（東日本大震災により著しい被害を受けた事業者） 本市において復興を目指す事業者等又は復興に寄与する事業者等
貸付期間	第6条	仮設施設の貸付期間は、1年以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、入居期間を延長することができる。
仮設施設の返還	第7条	入居者は、入居期間が終了したとき、又は入居者が事業を行わなくなったときは、仮設施設を市長に返還しなければならない。
損害賠償等	第8条	・入居者は、貸付けを受けた仮設施設を損傷し、又は亡失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。 ・仮設施設の損傷又は亡失が入居者の故意又は過失により認められた場合は、入居者は自己の責任において修理し、又は

		損害を賠償するものとする。
仮設施設の譲渡	第10条	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、基本契約書の規定に基づき、使用が終了した仮設施設を無償で譲渡することができる。 ・仮設施設の譲渡は、棟単位とする。 ・移設及び撤去に係る費用は、譲渡を受ける者が負担する。

4 施行日 公布の日から施行し、平成24年3月30日から適用

議案第20号 南相馬市民情報交流センター条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

市民情報交流センターの休館日及び開館時間の変更並びに新たに市民が利用できる施設を加えるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正内容

(1) 休館日及び開館時間の変更

市民情報交流センターは、東日本大震災後、施設全体の効率的な管理面から、休館日及び開館時間を中央図書館と同様とする暫定的な運営を行っている。今回、施設全体の効率的な管理を継続するため、暫定的に運営している休館日等を正規のものとするため改正を行うもの。

区分	改正前	改正後
休館日	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第2月曜日 ・1月1日から同月3日まで及び12月31日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週月曜日 ・1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
開館時間	<ul style="list-style-type: none"> ・午前8時30分から午後9時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日から金曜日 午前8時30分から午後8時まで ・土、日曜日及び祝日 午前8時30分から午後5時まで

(2) クラフトルームの追加

クラフトルームは、図書館ボランティア団体等が使用する施設として利用を限定しているが、市民団体等から貸施設として使用したいという要望を受けて、次のように規定するもの。

区分	使用料	供用時間
クラフトルーム	1時間につき 600円	<ul style="list-style-type: none"> ・火曜日から金曜日 午前9時から午後8時まで ・土、日曜日及び祝日

2 施行日 平成 28 年 4 月 1 日

議案第 21 号	南相馬市子どもの利用に係るスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------------	---

【趣旨】

子どものスポーツ施設の使用料又は利用料金の免除を継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

条例制定の際、条例の終期を平成 28 年 3 月 31 日限りとしたが、引き続き子どもたちの運動機会を提供する必要があるため、終期を平成 30 年 3 月 31 日に変更するもの。

2 施行日 公布の日

議案第 22 号	専決処分の報告及びその承認について
-----------------	--------------------------

【趣旨】

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、南相馬市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第 20 号 南相馬市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について 平成 27 年 12 月 25 日専決】

【趣旨】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、平成 27 年第 5 回定例会（9 月議会）において、市税に係る申告事項等に個人番号又は法人番号等を加えるため、南相馬市税条例の一部改正を行ったが、平成 28 年度の税制改正（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）において、マイナンバーの記載に係る本人確認手続やマイナンバー記載書類の管理負担を配慮し、一定の書類についてマイナンバーの記載を不要とする見直しが行われたことから改正をするもの。

【主な内容】

1 改正の概要

条 項	9月の改正	今回の改正
第51条第2項第1号 (市民税関係)	納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事業所若しくは事業所の所在地及び <u>個人番号</u> 又は法人番号	納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)
第139条の3 (特別土地保有税関係)	納税義務者の住所、氏名又は名称及び <u>個人番号</u> 又は法人番号	納税義務者の氏名又は名称及び法人番号

個人番号を記載事項から削除

2 施行日 平成28年1月1日

補正予算関係

議案第23号 平成27年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第24号 平成27年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第25号 平成27年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第26号 平成27年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第27号 平成27年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第28号 平成27年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について

議案第29号 平成27年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第30号 平成27年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第31号 平成27年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第32号 平成27年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第33号 平成27年度南相馬市水道事業会計補正予算について

- 議案第34号 平成27年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第35号 平成27年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第36号 平成27年度南相馬市下水道事業会計補正予算について
- 当初予算関係
- 議案第37号 平成28年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第38号 平成28年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第39号 平成28年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第40号 平成28年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第41号 平成28年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第42号 平成28年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成28年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第44号 平成28年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成28年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成28年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成28年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第48号 平成28年度南相馬市宅地造成事業特別会計予算について
- 議案第49号 平成28年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第50号 平成28年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第51号 平成28年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第52号 平成28年度南相馬市下水道事業会計予算について

その他

議案第53号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

【主な内容】

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業（北泉海浜総合公園）建築主体工事
施工場所	南相馬市原町区北泉字地蔵堂地内
契約の金額	261,360,000円
工期	契約締結日から平成28年12月22日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区錦町一丁目1番地 関場建設株式会社

議案第54号 財産の取得について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災集団移転促進事業移転促進区域（北右田地区）	
取得する土地の表示	所在地など	
	南相馬市鹿島区北右田字染師64番など計11筆	明細は別紙1のとおり P32
	合計	10,422.05㎡
取得予定価格	20,251,278円	
取得の方法	随意契約	
取得の相手方		

【進捗状況】筆数ベース（20km圏外）（2月12日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
鹿島区	2,264	2,062	91.1%
原町区	2,457	2,235	91.0%
合計	4,721	4,297	91.0%

【進捗状況】筆数ベース（20km圏内）（2月12日現在）

区分	対象筆数	契約完了筆数	割合
原町区	661	534	80.8%
小高区	1,792	1,295	72.3%
合計	2,453	1,829	74.6%

今後、相続など共有持ち分により対象筆数が増減する。

議案第55号 ～議案第59号	損害賠償の額の決定及び和解について
-------------------	-------------------

【趣旨】

秘匿情報の漏えいにより損害を与えた相手方に対し、損害賠償の額の賠償及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

【主な内容】

1 損害賠償の額

NO	損害賠償の額	内 訳				備考
		引越等費用	家賃等	慰謝料	就労不能損害	
1	2,244,079円	1,354,979円	589,100円	300,000円		議案第55号
2	1,307,629円	551,509円	456,120円	300,000円		議案第56号
3	1,958,587円	689,587円	57,000円	300,000円	912,000円	議案第57号
4	986,246円	478,265円	7,981円	500,000円		議案第58号
5	737,720円	437,720円		300,000円		議案第59号
計	7,234,261円	3,512,060円	1,110,201円	1,700,000円	912,000円	

損害賠償の額は、市が負担する額

2 概要

平成27年1月22日、平成27年度個人積算線量測定の手続き書の申込書・同意書を各世帯主宛てに送付した際、送付書類の中に記載すべきでない秘匿情報（配偶者間・家庭内暴力の被害者の避難先住所）を誤って記載し、配偶者間・家庭内暴力の加害者（世帯主）に、配偶者間・家庭内暴力の被害を受けている家族員（相手

方)の避難先住所を送付してしまい、相手方に精神的苦痛を与えたものである。転居が完了したことから相手方に対し、転居費、慰謝料等を賠償する。損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。ただし、相手方が負担する平成28年度以降の家賃等については、別途協議する。

議案第60号 市道路線の認定、変更及び廃止について

【趣旨】

道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

災害公営住宅事業、沿岸部再生可能エネルギー、防災林整備事業等に伴い、市道路線の認定、変更及び廃止をするもの。

(1) 認定

小高区	1路線	L = 207.4m
鹿島区	1路線	L = 843.2m
原町区	5路線	L = 827.5m
計	7路線	L = 1,878.1m

(2) 変更

小高区	1路線	L = 5.0m
鹿島区	19路線	L = 7,233.0m
原町区	2路線	L = 2,151.4m
計	22路線	L = 9,389.4m

(3) 廃止

鹿島区	41路線	L = 11,444.1m
原町区	3路線	L = 1,082.0m
計	44路線	L = 12,526.1m

【主な内容】

小高区

内容	路線名		総延長	幅員
認定路線	東町団地線		207.4m	6.0m
変更路線	変更前	上根沢線	1,301.8m	2.7m ~ 7.9m
	変更後		1,296.8m	2.7m ~ 7.9m

鹿島区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員
認定路線	東 4 3 1 号線	843.2m	5.7m ~ 10.7m
変更路線	変更前	2 級 2 号線	1,210.1m
	変更後		691.5m
	変更前	2 級 6 号線	3,178.2m
	変更後		3,338.2m
	変更前	東 6 1 号線	3,160.8m
	変更後		698.0m
	変更前	東 1 7 3 号線	192.5m
	変更後		246.6m
	変更前	東 2 4 5 号線	499.6m
	変更後		188.0m
	変更前	東 2 5 8 号線	121.0m
	変更後		134.4m
	変更前	東 2 6 0 号線	89.9m
	変更後		125.0m
	変更前	東 2 6 2 号線	368.3m
	変更後		258.9m
	変更前	東 2 6 5 号線	1,218.7m
	変更後		800.9m
	変更前	東 2 6 6 号線	819.2m
	変更後		428.8m
	変更前	東 2 6 7 号線	1,179.2m
	変更後		762.7m
	変更前	東 2 6 9 号線	893.2m
	変更後		492.4m
	変更前	東 3 2 9 号線	1,043.7m
	変更後		508.1m
	変更前	東 3 3 1 号線	923.4m
	変更後		301.8m
	変更前	東 3 4 7 号線	838.1m
	変更後		552.5m
変更前	東 3 7 2 号線	253.6m	
変更後		200.7m	
変更前	東 3 7 3 号線	241.8m	
変更後		200.8m	
変更前	東 4 0 1 号線	1,410.5m	5.0m ~ 10.6m

	変更後		393.8m	5.0m ~ 10.6m
	変更前	東 4 0 6 号線	766.8m	7.1m ~ 13.7m
	変更後		852.5m	5.0m ~ 13.7m
廃止路線	東 2 4 6 号線		201.1m	2.5m ~ 4.6m
	東 2 4 7 号線		480m	1.8m ~ 4.5m
	東 2 4 8 号線		444.5m	5.0m
	東 2 4 9 号線		426.3m	4.0m ~ 5.0m
	東 2 5 1 号線		737.9m	4.0m
	東 2 5 2 号線		103m	3.0m ~ 4.0m
	東 2 5 3 号線		342.1m	4.0m
	東 2 5 4 号線		354m	4.5m ~ 5.0m
	東 2 5 5 号線		366m	4.0m ~ 4.8m
	東 2 5 6 号線		354.4m	3.5m ~ 6.0m
	東 2 5 7 号線		212.1m	4.0m
	東 2 5 9 号線		299m	2.6m ~ 3.8m
	東 2 6 1 号線		137.6m	3.8m ~ 4.8m
	東 2 6 3 号線		304.7m	3.5m ~ 4.0m
	東 2 6 8 号線		1,222.6m	4.0m
	東 2 7 2 号線		183.1m	3.3m
	東 2 7 3 号線		98.8m	3.5m
	東 3 3 0 号線		673.8m	4.0m
	東 3 3 8 号線		630.1m	5.0m
	東 3 3 9 号線		124.6m	4.0m
	東 3 4 5 号線		734.9m	5.0m
	東 3 4 6 号線		228.3m	4.0m ~ 4.5m
	東 3 5 0 号線		598.5m	4.0m ~ 5.0m
	東 3 7 5 号線		128.7m	8.0m ~ 8.5m
	東 3 7 6 号線		162.8m	2.2m ~ 3.3m
	東 3 7 7 号線		58.6m	2.7m ~ 3.3m
	東 3 7 8 号線		200.8m	3.0m ~ 6.5m
	東 3 7 9 号線		62.9m	2.0m ~ 5.4m
	東 3 8 0 号線		61.6m	2.4m ~ 2.9m
	東 3 8 1 号線		81.7m	1.5m ~ 2.8m
東 3 8 2 号線		92.2m	1.8m ~ 2.6m	
東 3 8 4 号線		91.9m	3.3m ~ 5.2m	
東 3 8 5 号線		267.1m	2.8m ~ 6.7m	
東 3 8 6 号線		141.5m	5.1m	
東 3 8 7 号線		86.6m	2.5m	

	東407号線	84.8m	2.7m～3.3m
	東408号線	169.4m	2.4m～4.5m
	東409号線	82.8m	2.3m～3.3m
	東410号線	85.6m	2.2m～3.0m
	東411号線	168.3m	1.8m～5.4m
	東412号線	159.4m	4.0m～4.5m

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	栄町3号線	236.3m	6.0m	
	萱浜団地1号線	93.8m	6.0m	
	萱浜団地2号線	89.4m	6.0m	
	上町団地1号線	311.0m	12.0m	
	上町団地2号線	97.0m	6.0m	
変更路線	変更前	桜井下渋佐線	4,160.1m	2.5m～16.6m
	変更後		3,045.5m	5.5m～16.6m
	変更前	萱浜海岸1号線	1,463.7m	4.0m～5.0m
	変更後		426.9m	4.0m
廃止路線	下渋佐線	541m	2.8m～4.6m	
	東蔵前線	415.9m	4.0m～4.2m	
	下渋佐5号線	125.1m	4.0m	

報告第1号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第1号 工事請負変更契約の締結について 平成28年1月18日専決】

1 専決処分の理由

平成27年第5回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成28年1月18日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	鹿島区子どもの遊び場整備業務委託
契約の相手方	東京都目黒区東山一丁目17番16号 TSP太陽株式会社

施 工 場 所	南相馬市鹿島区鹿島字北千倉地内	
契 約 金 額	変更前	334,800,000円
	変更後	341,820,000円
	増額する額	7,020,000円

主な変更内容

	項 目	内 容	
(1)	本体施設基礎工 法の変更	地質ボーリング調査結果による基礎工法の変更 <変更前> 地盤改良（補強）工法	<変更後> 回転貫入鋼管杭工法
(2)	駐車場土壌改良 の追加	軟弱地盤に対応するため、土壌入れ替えによる土壌改良 を追加 <変更前> 搬入出土壌量 -	<変更後> V = 400 m ³

【専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年1月28日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

142,322円

{	うち保険等により補てんされる額	139,946円
	市が自ら負担する額	2,376円

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成27年12月17日午後1時30分頃、原町区金沢字物見山地内の市道金沢3号線において、公用車が走行中、道路上の石を跳ね上げて、対向車線を走行していた相手方車両のフロントガラスを損壊させたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。

【専決第3号 工事請負変更契約の締結について 平成28年2月5日専決】

1 専決処分の理由

平成26年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成28年2月5日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	過年発生公共災害復旧事業 河川災害復旧（普通河川真野川右支）工事	
施工場所	南相馬市鹿島区烏崎字牛島地内外	
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田 8 8 番地 後藤建設工業株式会社	
契約金額	変更前	299,700,000円
	変更後	295,488,000円
	減額する額	4,212,000円

主な変更内容

	項目	内容	
(1)	施行区間の変更	相馬港湾事務所が施工する真野川漁港災害復旧工事（南導流堤）に伴い、本市と相馬港湾事務所との協定により、相馬港湾事務所が施工する南導流堤摺付け区間にあたる本工事の右岸の一部の区間を減工。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <変更前> <変更後> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 右岸 L = 603.25m L = 518.642m </div>	
(2)	土木の数量変更	<変更前> 築堤盛土 V = 7,647.3 m ³	<変更後> V = 7,456.0 m ³
(3)	法面工の数量変更	<変更前> 張芝 A = 2,806.9 m ²	<変更後> A = 2,505.9 m ²
(4)	護岸工の数量変更	<変更前> 矢板工 N = 362枚 平張ブロック工 A = 4,157.0 m ²	<変更後> N = 313枚 A = 3,903.2 m ²

【専決第4号 工事請負変更契約の締結について 平成28年2月12日専決】

1 専決処分理由

平成26年第6回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成28年2月12日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	西川原第二災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所	南相馬市鹿島区寺内字中才地内
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

契約金額	変更前	662,604,840円
	変更後	664,601,760円
	増額する額	1,996,920円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	労働者確保に係る費用の変更	東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舍設置に関する試行要領に基づき、当該費用を変更計上するもの。

【専決第5号 工事請負変更契約の締結について 平成28年2月12日専決】

1 専決処分理由

平成27年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成28年2月12日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		栄町災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所		南相馬市原町区栄町三丁目地内
契約の相手方		南相馬市原町区大町三丁目30番地 石川建設工業株式会社
契約金額	変更前	681,480,000円
	変更後	685,417,680円
	増額する額	3,937,680円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	労働者確保の営繕費の変更	東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舍設置に関する試行要領に基づき、当該費用を変更計上するもの。

【専決第6号 工事請負変更契約の締結について 平成28年2月12日専決】

1 専決処分理由

平成27年第2回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成28年2月12日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		上町・万ヶ迫災害公営住宅建設建築主体工事
施工場所		南相馬市小高区上町一丁目地内外
契約の相手方		南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店
契約金額	変更前	298,080,000円
	変更後	305,469,360円
	増額する額	7,389,360円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	労働者確保に係る費用の変更	東日本大震災の復旧・復興事業等における労働者宿舍設置に関する試行要領に基づき、当該費用を変更計上するもの。

【専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年2月17日専決】

【専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年2月17日専決】

【専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成28年2月18日専決】

1 損害賠償の額

専決	損害賠償の額	内 訳			
		引越等費用	家賃等	慰謝料	就労不能損害
専決第7号	200,000円			200,000円	
専決第8号	200,000円			200,000円	
専決第9号	350,000円			350,000円	
計	750,000円			750,000円	

損害賠償の額は、市が負担する額

2 概要

平成27年1月22日、平成27年度個人積算線量測定の手続き書・同意書を各世帯主宛てに送付した際、送付書類の中に記載すべきでない秘匿情報（家庭内暴力の被害者の避難先住所）を誤って記載し、家庭内暴力の加害者（世帯主等）に、家庭内暴力の被害を受けている家族員（相手方）の避難先住所を送付してしまい、相手方に精神的苦痛を与えたものである。転居が完了したことから相手方に対し、

慰謝料を賠償する。損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

議案第 5 4 号 財産の取得について
防災集団移転促進事業 移転促進区域（北右田地区）取得明細書

番号	所在地	地目	面積(m ²)
1	南相馬市鹿島区北右田字染師 6 4 番	宅地	1,196.42
2	南相馬市鹿島区北右田字染師 6 5 番	宅見	316
3	南相馬市鹿島区北右田字染師 6 6 番	宅見	109
4	南相馬市鹿島区北右田字染師 8 4 番	田	2,682
5	南相馬市鹿島区北右田字染師 8 6 番	田	1,661
6	南相馬市鹿島区北右田字染師 8 7 番	田	1,855
7	南相馬市鹿島区北右田字染師 8 8 番	畑	869
8	南相馬市鹿島区北右田字染師 9 0 番	田	666
9	南相馬市鹿島区北右田字染師 9 1 番 1	田	531
10	南相馬市鹿島区北右田字染師 9 2 番	畑	326
11	南相馬市鹿島区北右田字染師 1 1 4 番	宅地	210.63
合計(m ²)			10,422.05